

移住促進特別支援事業（就業・起業等タイプ）

三大都市圏

令和5年4月1日から
移住元の要件拡大

東京圏

名古屋圏

大阪圏

から

新潟市へのU・Iターンで

最大

50万円

交付

①～③の全て満たすこと

① 移住元に関する要件

- 新潟市に住民票を移す直前に、**連続して1年以上、三大都市圏に在住**していたこと。
※名古屋圏、大阪圏に在住していた方は、**令和5年4月1日以降に新潟市に住民票を移した方に限り**ます。

② 本市に関する要件

- 申請時において、本市に転入後、**1か月以上6か月以内**であること。など
※申請日から1年以内に本市から転出した場合、特別支援金(就業・起業等)の全額返還が求められます。

③ 仕事に関する要件 ※A～Fのいずれかの要件を満たすこと

A 就業の要件（下記の要件全てを満たすこと）

- 就業先が、新潟県の運営する「**企業情報ナビ**」、または新潟市就職応援サイト「**にいがたで働こう**」に掲載している法人（国・地方公共団体を除く。）で**新規雇用（新卒採用を除く）**であること。
- 週20時間以上の無期雇用契約**に基づいて当該法人に就業し、特別支援金(就業・起業等)の**申請時において当該法人に連続して1か月以上在職**していること。など

「企業情報ナビ」 「にいがたで働こう」



B 専門人材に関する要件（下記の要件全てを満たすこと）

- プロフェッショナル人材事業** または **先導的人材マッチング事業**を利用した就業で**新規雇用**であること。
- 週20時間以上の無期雇用契約**に基づいて就業し、**申請時において連続して1か月以上在職**していること。
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提**でないこと。など
- ※AまたはBの場合、申請日から1年以内に特別支援金(就業・起業等)の要件を満たす職を辞した場合、特別支援金(就業・起業等)の全額返還が求められます。



C 起業に関する要件（下記のいずれかを満たすこと）

- 新潟市での起業から**6か月以内**で、公益財団法人にいがた産業創造機構が定める**UIターン創業応援事業** または **起業チャレンジ応援事業**の交付決定を受けていること。
- 新潟市での起業から**6か月以内**で、本市から認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの**証明書の交付**を受けていること。

D テレワークに関する要件

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住**した場合であって、**移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う**こと。など

E 関係人口に関する要件

- 新潟市に住民票を移す直前**1年以内**に、以下のイベントいずれかに参加したこと。
●本市が三大都市圏で開催する移住セミナー ●本市が開催する移住者交流会 ●本市が関係人口創出事業に認定した事業

F 小規模企業者の代表者に関する要件（下記の要件全てを満たすこと）

- 転入日の直前に**1年以上継続して三大都市圏で事業を実施**していること。
- 転入日以降も事業を継続し、**申請日において事業所を市内に移転**していること。

<支援額>

2人以上
世帯の場合

50万円

単身の場合

30万円

【申請受付期限】

予算に限りがあります
早めの申請をお願いします

令和6年 3月15日まで

※新潟市に転入後6か月以内。



事業の詳細・申請様式の
ダウンロードはこちらから

三大都市圏 東京圏: 埼玉 千葉 東京 神奈川

名古屋圏: 岐阜 愛知 三重 大阪圏: 京都 大阪 兵庫 奈良

ご注意

新潟市移住支援金交付要綱第13条に基づく「移住支援金」の交付を受けた者は、特別支援金(就業・起業等)の交付を受けることができません。

【問い合わせ】 新潟市経済部 雇用・新潟暮らし推進課

TEL : 025-226-2149